

市営住宅の家賃の過大徴収について

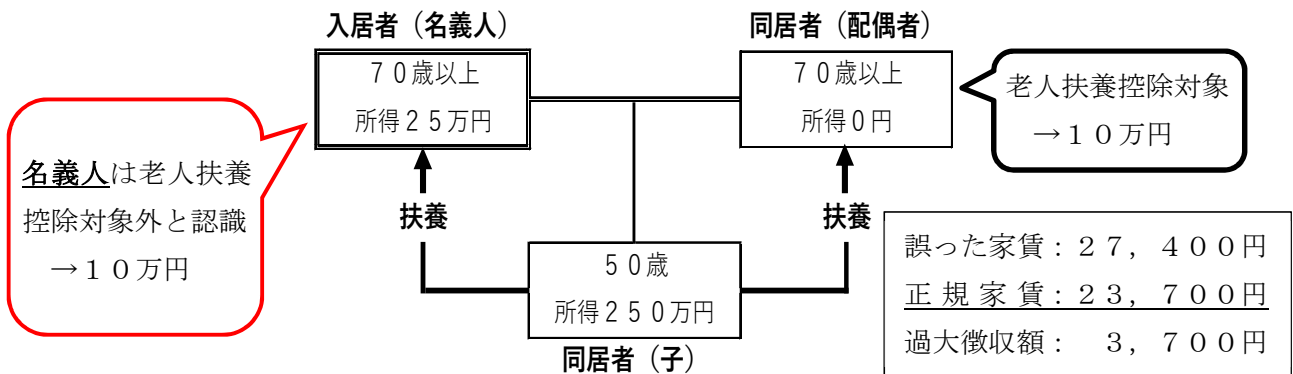
市営住宅の家賃算定にかかる所得額の認定に際し、所得控除の方法に誤りがあり、一部の世帯から家賃を過大に徴収していたことが判明しました。

1. 概要

市営住宅の家賃は入居世帯の所得に応じて決定されますが、名義人（市営住宅の契約者）が同居者の扶養親族（所得48万円以下）で、70歳以上又は16歳以上23歳未満である場合に適用される所得控除について、控除対象外としていたものです。

これにより世帯の所得が高く算定され、家賃が高い額で決定されておりました。

【例】 鉄筋コンクリート造、築10年、2LDKの市営住宅の場合



2. 過大徴収の状況

確認が取れた平成31年4月分から令和6年8月分までにおける過大徴収の状況は以下のとおりです。

対象世帯：16世帯

過大徴収額（総額）：1,220,300円

ひと世帯、1か月あたりの過大徴収額：1,300円～13,300円

3. 今後の対応

(1) 令和6年度分の今後の家賃について

対象となる世帯へ正しい家賃の額を通知したうえ、10月分から正しい額で徴収を行います。

(2) 過大に徴収した家賃の還付について

平成26年4月分から令和6年9月分の家賃について、対象世帯や金額を精査のうえ還付を行います。

(3) 再発防止について

今回の国土交通省から通知のあった家賃算定の適切な取り扱いを徹底するとともに、公営住宅法の規定及び制度の趣旨を踏まえた取り扱いとなっているか随時確認するなど、再発防止に努めてまいります。